		担当課	都市計画課	検索番号	3-3
法令名	都市計画法	根拠条項	35の2 - 1		
許認可等	開発行為の変更の許可				

(根拠規定)

開発行為の変更許可については、次の基準により審査する。

(許認可等の基準)

開発行為の変更許可の適用対象期間は、開発行為の許可を受けた後から工事完了公告までの間における変更でなければならない。ただし、当初の開発許可の内容と同一性が失われるような大幅な変更は、当該期間内であっても変更許可ではなく新たな開発許可となる。

同条第2項に基づき適正に提出された申請書の変更に係る事項の内容が法第31条から第33条の基準に適合し、さらに、市街化調整区域にあっては法第34条の基準に適合するものであれば許可し得ることとしている。(政令第31条、省令第28条の2~28条の4参照)

(参考)

昭和46年9月23日制定の開発許可制度の手引き